



## エステや美容に関する契約トラブルが増えています！

エステや美容に関する契約トラブルが10～20歳台の若者に増えています。

「無料体験」「通い放題」「期間・回数無制限」「永久保証」「〇年施術保証」などをうたう広告や勧誘トークには慎重になりましょう。

### 【相談事例】

- 永久保証をうたう脱毛を40万円で契約し1回施術後、解約したら10万円請求された。
- 施術有効期間が3年間と言われ脱毛エステの契約をしたが、中途解約ができる期間は1年だった。
- 歯のセルフホワイトニングのサイトを見て無料体験を行ったところ、「無料体験は契約特典であり、体験のみの場合は料金が発生する」と言われた。
- 歯のセルフホワイトニングの体験でサロンに出向くと、「今日だけキャンペーン価格」と契約を急がされ、回数券を購入してしまった。冷静な判断ができないまま、契約をしてしまい、高額でもあるので解約したい。



### アドバイス

- ・長期間にわたって施術を受けられるコースなどは多くの場合、契約上、「有償で施術を受けられる期間・回数」と「無償で施術を受けられる期間・回数」とに分かれています。
- ・有償の期間・回数や単価などの契約内容は、必ず契約書面で確認しましょう。
- ・「今日だけの特典」「今だけのキャンペーン価格」など、契約を急かされても、契約の必要がない場合やもう少し検討したいと思ったらその場で契約せず、きっぱりと断りましょう。
- ・自身で機器等を使用する「セルフ」の施術は、一般にクーリング・オフできません。
- ・契約する際には契約期間や違約金の有無など、契約内容をよく確認しましょう。とくに長期間の契約や回数券を購入する場合には、利用を継続できるのか、中途解約の条件も踏まえ、慎重に検討しましょう。

※困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口に相談してください。

(消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)